

議案第十三号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則（平成十八年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条第一項中「には、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては」を加え、「」を、「」。以下この項において「差額相当額」という。）の三分の二に相当する額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては差額相当額の三分の一に相当する額を、「」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年秋田県条例第七十五号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年秋田県条例第75号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田県条例第36号）附則第8項及び第9項の規定による給料の支給期間を平成28年3月31日までとすることとし、その額を段階的に引き下げることにする。（第4条及び第5条関係）

3 施行期日

この規則は、平成26年4月1日から施行することとする。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新

(平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料の支給)

第四条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第六号に掲げる職員(第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合(施行日以後にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。))に同条第六号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつてはその差額に相当する額(給与条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。)の三分の二に相当する額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額の三分の一に相当する額を、平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

一五 略

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、平成二十六年四月一日から

旧

(平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料の支給)

第四条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(教育委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第六号に掲げる職員(第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合(施行日以後にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。))に同条第六号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、
その差額に相当する額(給与条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を、

平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

一五 略

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、

平成二十七年三月三十一日までの間にあってはその差額に相当する額（給与条例附則第二項（平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。）の三分の二に相当する額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては差額相当額の三分の一に相当する額を、平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

（平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料の支給）

第五条 人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（教育委員会の定める職員にあっては教育委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以後に人事交流等職員となつた職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・一を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第三条第六号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあってはその差額に相当する額（給与条例附則第二項（平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。）の三分の二に相当する額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては差額相当額の三分の一に相当する額を、平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

その差額に相当する額（給与条例附則第二項（平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額）を、

平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

（平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料の支給）

第五条 人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（教育委員会の定める職員にあっては教育委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以後に人事交流等職員となつた職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・一を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第三条第六号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、
その差額に相当する額（給与条例附則第二項（平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額）を、

平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

2
略

2
略